九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

J・メッスナー「自然法」

水波, 朗
九州大学法学部 : 助教授

https://doi.org/10.15017/1298

出版情報：法政研究. 21 (3/4), pp.129-138, 1954-03-20. 九州大学法政学会
バージョン：
権利関係：

書評

J・メッスナー「自然法」

水波　朗

ヨハンネス、メッスナーの九百頁に余るこの書は、その行論の正確、敍述の平明、引証の適切豊富さにもかゝわらず、わが国の法学者、政治学者、経済学者、社会学者達にとつて、本質的に難解である。本質的に――なぜならこの大著を一貫して統一しているいはば「学説体系の形相的原理」ともいうべきものが恐らく、容易には把へえないであろうから。我国の諸学者にとつて――なぜなら、方法論という観点から分けるなら彼らは結局、新カント派的な科学方法論、社会法則概念に依存するか、唯物弁証法のそれによるか、ないしは、そして多くはこの両者の曖昧な方法論的シンクリティズにおいてしか事を考へていないのにたいして、西欧の今日の思潮の根本的動向は既にもはや新カント派哲学を批判しつくし、唯物弁証法を後にして更に前進しているようにみえるからである。すなはち近代の合理主義哲学から無批判にカント学派が受取り、そしてマルクスにおいてさへも充分には清算され尽さなかつた不当なかつ軽卒な「本質主義」が、一方では全ての本質的なものゝ実存をラヂカルに否定するもろもろの実存主義によつて、他方では、（観念の裡にではなく）事物自体のうちに実存する「本質」を「本性」を新たな慎重な解義の下に眺めかえしてくるトミスムによつて、漸次克服されてきていて、西欧の思想の舞台はわが国のそれよりも既に一まはり早く週り去つている。しかも正にこの新しいトミスム的観点こそ、この著の真に豊かな素材を統一している学的形相なのだから。つまりメッスナーの新著がわが国の社会諸科学者にとつて本質的に難解なのは、この著が彼らにもつとも本来的な意味でオリヂオルな目新しいものであり、この国ではそれは「異邦人」であり、そしてほとんどむしろ「予言者」としてしか語りかけえないからである。

すでにこの著作の標題にしてからが、わが国においては躓きである。「自然法」とは要するに一つのイデオロギーではないのか――と人びとは考える。それはいづれにせよ人間の思惟の所産であり思惟のうちに存している。「それは上部構造の一部である。」と、マルクスと共に考えるにせよ「それは実定法を規制すると称せられるある種の道徳論的政治論的理念である。」と、新カント派の法学者の一人ケルゼンと共に思つているにせよ、

自然法を観念的な何かの存在であるとしていることでは違いはない。自然法とはその時どきの歴史的事情に応じ時には進歩的な役割を果したこともあるが、多くの場合、現存秩序を形而上学的煩論をもつて弁護することにより反動的な役割を荷いもつてきた一群の観念である——ごうしたむしろ今日では通俗的な「自然法」観に執しながら、人は一種の皮肉な微笑を浮べて、この著の標題と、その副題——社会・国家・経済倫理学便覧——とに眺め入る。

しかしまあ頁を繰つてみよう。メツスナーはそれとは全く違う自然法を考えているのである。

◇

メツスナーは lex naturalis (Naturgesetz) と jus naturale (Naturrecht) とを区別している。後者は人間の社会生活関係において存在している前者であり、前者の一部である。(S. 161)では先づ lex naturalis と呼ばれる自然法とはどのようなものか。此には更に二つのものがあるという。即ち本性としての自然法 (Das Naturgesetz als Natur) と掟としての自然法 (Das Naturgesetz als Gesetz) 或は命令 Gebot としての自然法であつて、この命令の意味の自然法は人間の理性が本性としての自然法を認識し、自己の存在目的とそれとを聯関せしめて判断している命令であり、規範である (S. 52. 67) 従つて本性として法が存在しないなら命令としてのそれもない。ところで本性としての自然法とは何か。メツスナーはそれを(アリストテレス・聖トマスの哲学に一致して)何よりも個別的本性の問題であるとする。個別的本性とは、人間の理性のうちに表象されて、可能的な存在としてある一般的普遍的概念としての「本性」ではなくして(云はば受肉せる形相、質料と合体して現実化せる形相であり)現実在する具体的、特殊的なこのあの一切の個別体の本性である。しかも今の場合には人間的本性であり、このあの個々の人間の裡に実存する本性である。ところでこの個別的人間本性は何らの規定性もない不条理なものではなく、我われの日常の経験が自明的にそれを知り、また哲学が(いまそれについて詳しく記述しえないが)形而上学的推論を用いてそれを他の観点から論証し保証する如く「一定の傾き」をもつている。(例へば人はその理性をもつて事物を認識することへと傾かざるをえないし、又同一の事物をも常に種々の関係に分析して認識するのでどういうものをどういう観点から意欲するかという撰択の前に、すなはち自由意志

による撰びの前に立つことへと傾かざるをえない）こうした一定の傾きがあるということ、ある方向へと向うように秩序づけられているということは、その秩序づけられた方向に何かのものが存在する証拠であつて、いまこの存在を「目的」と呼ぶなら、人間の本性に一定の傾きがあるということは、本性のうちに刻印されたある実存的人間的目的 die existentielle menschlichen Zweck があることを証している。こうした実存的目的の個々人のうちに印されたものを各人の存在のうちに現実化するということなしには、我々は人間として即ち真に人間的な現実在性 Wirklichkeit をより増大して存在しえないから、この目的を充足することが人間の課題である。しかもこの課題の果し方にも人間の本性は一定の傾きを示している。即ち先づ人間の理性が人間各人のうちに本性の一定の傾きの種々なるものがあることを認識し、このような本性の傾きに刻印された目的を知り、この目的が本性の傾きと矛盾なく相応して充足されるように、その時その場合に応じての掟を判断し、判断された規範命題に（反しうるのに）意志が自由に撰んでそれに従い、行為するという傾きである。この傾きこそ人間の一切の倫理的行為の存在論的基礎に外ならない。そしてこの傾きをも含めて、すべて本性の傾きの一定なるものを、メッスナは本性としての自然法と呼んでいる。（S. 28—36）

◇

このことから相聯関した二つの事実が強調される。一つは本性としての自然法がメッスナーにとつて具体的歴史的実在であること、他はそれが、我々の理性の外にある客観的現実在であるということである。先づ前者についてみよう。自然法とは他ならぬ個別的本性の一定の傾きであるから、二つの測面を備へる。すなわち（人間の本質に、或は種的形相に応じた）本性の実存的に恒常的なもの existentielle Konstant と、（その質料性に応じた）本性の実存的に可変的なもの existentielle Variable とである。従つて実存するこの自然法はそれ自身のうちに、一般的普遍的恒久的側面と特殊的可変的側面とを併せもつている（S. 52—3）しかも人間の理性はトミスムに於て事物の一般普遍的側面をば歴史的現実として実存する個別的具体的実在の感性的経験的側面を認識することを通じてしか表象しえないと考へられているから、自然法の認識は常に歴史的であり、経験的であり a-posteriori である。（S. 63, S. 47）

「カントは」とメッスナーはいう「人間の本性ということについて謬った判断を下した。」彼は Natur を感性的利己的側面においてしかみなかったので、Natur のなかにある傾向や衝動が、利益という要素に不可避的に結びつくものと思われた。しかも彼は功利主義を克服しようとしていた結果、必然的に彼の道徳原理から Natur についていわれる全ての判断が、（せいぜいのところ意志の「格率」を与へるにすぎないものとして）排除され、原理は純粋に理性のうちにのみ求められる。かくして道徳原理は形式的なものとなり、倫理法則は全く理性それ自体のうちに捜されることとなる（S. 42 殊に脚註）それは本質的には経験的認識を媒介せずして自明的に知らされているものなのである。然るにメッスナーの語る自然法はいまみた通りに実存する本性であり反対に経験を俟つて初めて知られるものである。

第二にこの本性は客観的現実在である。それは各人のうちに内在している。しかもそれは各人の理性の外に存在している。メッスナーにとってこうした仕方での自然法の実在が可能なのは、霊肉のトミスム的二元論に立っているからである（S. 22—3）つまりトミストにとっては、各人のうちにおける人間霊の存在は形而上学的推論のみによって論証できる確実な事実であり、そして理性は単にこの人間存在の形相＝人間霊に由来する作用の一様態でこそあれ、かゝる作用の根拠たる人間霊ではない。然るに人間的本性の根拠も亦正にこの同じ人間存在の形相であって決してそれより出た結果たる理性ではないからである。本性は理性にとってはその外にあり、人間存在にとってはその裡にある。（しかるにもし人間霊をデカルト流に直に理性であるとするなら人間は自らの理性以外の何物をも用いることなくして自己自身を、即ち自己の形相、自己の本質、本性を——J・マリタンの所謂天使的眼光をもって——生得的に把えている筈のものとなる。かくして本性の一切の法則は近世の合理主義的自然法論者、例えばホッブスやヴォルフにおいてそうであったように何ら感性的経験的歴史的認識を媒介することなしに、理性に自明的な二、三の少数原理から推理されえて各人の理性のうちに存していることになる。カントの「理性」も亦結局こうした理性であり、近代の合理主義哲学の不当な本質主義がここにある。）

メッスナーが、又彼みづからそれに繋ると称している伝統的自然法論——即ちプラトン、アリストテレス、キケロ、アウグスチヌス、聖トマスの、或はガイウス、ウルピアヌス等ローマ法学者の、ないし一六世紀スペインのスコラ学派の自然法論（S. 246, S. 236—42）がその

現実在を発見し指適する「自然法」とはこうしたものとして極めて realistisch なものであり、爾余の法即ち Gesetz としての自然法や実定法は、この法を根拠とし、この法によつて存在しえ、この法と共に進化しているのである（S. 172—4, S. 211, S. 389）人あつてトミスムの自然法論は内容空虚な抽象論であるというなら、その者はこうした具体的内容に充ちた実存する自然法を観念化し自然法とは人間の理性のうちにのみある観念的形象であると前提しているのであつて、この前提において、近世啓蒙期の合理主義的自然法観の自己閉鎖的観念論を即ち理性の外に形相や本質や本性が実存することを初めより拒むところの誤れる本質主義を無批判に受け容れている。又、本質や本性を語るが故にトミスムは事物の特殊的具体的な歴史的に限定された側面を語りえないと想うならばそのとき人は、かのマルクスが、ヘーゲルの悪しき本質主義を正しく批判しながらも、自ら人間を、本質的に「労働者」である存在だ、と規定したときには再び陥つていたと同じ軽率な本質主義的本質概念に従つているのである。トミスムの自然法は進歩的イデオロギーでも又保守的イデオロギーでもない。それ自体はそもそも何らのイデオロギー、何らの観念的存在でもない。却つてむしろそれはメッスナーが分析している如くんば（S. 252—5）人間のもろもろのイデオロギー的事実を規定する歴史的発展法則である。これらの通俗的な自己矛盾した反対論にもかゝわらず、トミスムのいう実存する自然法がいかに具体的内容に充ち満ちたものであるかということについての、何よりの証拠はメッスナーのこの大部な著作である。

◇

ここで社会諸科学の理論的なものと実践的なものを又社会諸科学の探求する法則を考へればことがらは一そう明瞭となる。倫理学は実践学である。それは本性としての Naturgesetz を、本性に刻印された実存的目的と人間の行いとの合致という観点から、行為する人々の意慾を動機づけることを目的として眺めてくる。これに反して理論的な社会諸科学はこの同じ自然法を、意慾とはかゝわりなく唯々眺めるために眺めるのである（S. 53, 47）ところで倫理学の原理の最高普遍なものは「善なすべし、悪なすべからず」であつて、この原理のみは他のいかなる „Sollen" の判断からも出てこない。これは唯々先に分析したように人間の倫理的行為の存在論的基礎としての人間存在の本性的構造にのみ基礎づけうるもの

であつて、人は本性としての自然法に動かされてこの不可謬の自明的原理を理解する。そして全ゆる他の倫理的判断は尽くこの一般原理の具体的歴史的事情に応じての適用である。そしてこの適用の際の基準はほかならぬ本性としての歴史的具体的個別的に実存するすべての自然法であり、これにより理性は自己の外に倫理的判断の確たる基準をもつに到る。従つて倫理学は、かうした自然法を認識するための即ち、具体的歴史的事情の経験的実証的分析によつてのみ知られる自然法を認識するための諸学を前提として必要とするのである。従つて人間の社会的生活関係に現実在する自然法即ちNaturrechtを探求する社会倫理学は社会諸科学による人間本性の認識を前提する。(S. 37—40 S. 13—9 S. 46—8)

こゝでは社会諸科学の探求する法則についての根本的な考へ方の変革がある。社会諸科学即ち人間の社会的活動についての学は一九世紀のナチユラリストが考へたような自然科学的な必然法則ではない。又、人間の自由意志をその弁証法発展の一要素として含みながら結局は自然科学的必然法則としてしか表象しえないマルクス主義のaussersittlichな法則でもなく、又単に蓋然的な類型法則であるにすぎないために厳密には法則ではない——なぜなら必然的でないものは法則でないから——新カント派的科学論のそれでもない。メッスナーにとつて社会科学の法則は客観的であり必然的である。(S. 27 S. 178—80) なぜなら本性の法則が人間理性の外に実存し、人間の恣意によつて内容づけられないから。しかもそれは自然法則と全く違つてその現実化の要件に人間の自由意志の諾否が参加している倫理的法則である。(S. 33) 従来の諸学者が社会諸科学の対象としてメッスナーのいうこうした客観的倫理法則を理解しなかつたのは、想うに倫理法則は理性のうちにある主観的なものであり、客観的必然的な法則は必ず自然科学的法則でなければならぬと独断していたからである。トミスム倫理学はこうした全く独自の法則を探求する独自のトミスム社会諸科学をその学的所与として前提している。

◇

このような法則を探求する社会科学は既に一九〇四年にトミスムの経済学者H・ペッシュによつて著手されており、(H. Pesch, Lehrbuch der Nationalökonomie, Bd. I—V, 1904—23) 民族学、宗教学の部面ではW・シュミットによつて歴史学ではC・ドウソンやA・J・トインビーによつて、又V・カートラインの国家学、

法律学、社会学の領域に亘る広汎な著作活動によつて、更に、公法学の世界ではM・オーリユーやG・ルナールの制度理論、J・ダバンの諸著作によつて次等に形成されてきたものである。そしてこの稿ではメッスナーのこの著の豊かな素材を招介する余裕がないが、彼の社会諸科学のあらゆる部門に亘る「途方もなく」博大な事実認識（W. Welly, Herders sozial Kathechismus, 1952 S. 314 での本書への評語）がこの一巻のうちに集約しえたものは、一九三四年に世に問うた彼自らの大著「現代の社会問題」(Die soziale Frage der Gegenwart) の研究成果と共に、これらトミストの社会諸科学者の蓄積し発展させたた諸テーゼである。我々にとつて殊に興味があるのは、メッスナーの倫理学より以上にその前提的所与としてのべられているところであつて、人はこれを通じて一つの広大な学的認識の統一ある展望に立つことができる。それは近代の質料化したブルジョア的存在様態のこよなき反映であるところの、分離し散乱し、諸部門の孤立化したブルジョア的諸会諸科学が今日まで遂に到達しえなかつた真の綜合――人間の科学的認識の真にリアルな綜合である。こうした綜合の原理、即ち学的認識体系の形相は、全ゆる個々人の人間的社会的行為にその現実在性を附与するところの、実存する個別的人間本性の一定の傾き即ち自然法に外ならない。このような客観的に歴史的に実存する自然法を理解できない現在のわが国の後れた学的雰囲気にあつては、メッスナーのこの著は本質的に難解であるべき筈であつて、嘗てオーリユーやルナールの制度理論がそのオントロヂツクな意味合をぬきにした平板な姿で紹介されたために何らの反響をも我国の法学界にもたらさなかつたごとく、メッスナーの著作も今後なほ幾十年間はなんの影響もないままに打棄られるかも知れない。私がこの不充分な紹介の一文において、ことさらその学的形相＝自然法の独自な意義を指適することに重点をおいたのは、materia の重味に圧し潰されることなく事物をその本質から見抜くことのできる真に scharfsinnig な少数の知性にとつて、又通俗的な困襲的自然法観に対して真に批判的でありうる自由にして大胆な少数の精神にとつて――そしてそれらのものにとつてのみ――この書の一読が有益なものをもたらすことを確信するからである。

――一九五四、二、二〇――